

環境省見解

「諫早湾干拓事業

環境影響評価レビューのフォローアップ報告書」

に対する環境省の見解について

はじめに

環境省は、諫早湾干拓事業について、昭和63年の公有水面埋立法に基づく承認に際して環境保全の観点から意見を述べたほか、事業計画変更時、環境影響評価の予測結果に関するレビュー実施時など従来から節目ごとに、環境保全の観点から見解を述べてきた。

昭和63年の公有水面埋立法に基づく承認の際の意見では、本事業が長期におよぶものであること等に鑑み、当時の環境影響評価の予測結果に関するレビューの実施等について意見を述べているが、その後農林水産省九州農政局により環境監視等が実施されるとともに、平成13年8月に「諫早湾干拓事業環境影響評価レビュー報告書（以下、「レビュー報告書」）」が公表された。

このレビュー報告書では、環境監視等の結果と当時の環境影響評価の予測結果の比較という観点から、潮位・潮流、水質、水生生物等の変化について検証されているものの、相互の関連性が十分解明されておらず、また調整池及び諫早湾等の水質及び鳥類の保全が重要であることから、同年8月、環境省はレビュー報告書に対する見解として、環境監視の充実や見直し、予測方法の精査・改良、環境保全対策の実施とともに、調整池水質等についての環境影響評価レビューのフォローアップの実施等が必要であることを述べた。

農林水産省九州農政局は、これまで継続して実施してきた環境監視の結果をもとに、また開門総合調査等その他の調査検討結果も踏まえ、「諫早湾干拓事業環境影響評価レビューのフォローアップ報告書（以下、「フォローアップ報告書」）」をとりまとめ、本年3月に長崎県に報告、同年4月に長崎県から環境省あてに同報告書が送付されたところである。

このフォローアップ報告書では、レビュー報告書に対して環境省が見解を示した①調整池内の水質、②諫早湾等の潮位・潮流及び海域水質、③鳥類、④水生生物（海生生物）、⑤干潟の保全、の5項目について、学識経験者等の助言・指導のもとにフォローアップを実施した結果がとりまとめられている。

環境省としては、平成13年の当省見解に対するフォローアップには一定の評価ができるものの、調整池内の水質が環境保全目標を達成できていないことや、調整池の排水が諫早湾に与える影響、鳥類への影響などが十分に解明されていないことから、引き

続き必要な調査・対策を関係機関と連携して実施していくべきとして、以下に見解を示すものである。

1. 調整池水質

調整池内の水質については、予測結果では、実施可能な対策により、概ね5年後に目標水質と同程度となり、中長期的には目標達成することとされており、対策を早急にかつ確実に実施することが必要である。また、新干拓地での営農活動に伴う排出負荷量や調整池内のヨシ植生域の進出による巻き上げ抑制効果など予測の前提条件の設定について不確実なものが存在することから、引き続きモニタリング等を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて追加対策の実施等が必要である。

具体的には、以下の項目について実施することが必要である。

(1) 水質保全対策の着実な実施

水質保全目標が早期に達成されるよう、農林水産省九州農政局は、関係機関の協力・連携のもと主体的に、調整池流域の農地及び新干拓地からの負荷を削減するために必要な環境保全型農業の実施や調整池流域の生活排水をはじめとする各種排水対策など現在見込まれる水質保全対策の着実な実施と強化を図ること。

(2) 対策の効果及び水質予測モデルの検証

着実に実施する体制の下で水質モニタリングを継続するとともに、その結果を踏まえ、新干拓地での営農活動に伴う排出負荷量の検証、巻き上げ対策等の効果の検証及び水質予測モデル等の検証を行い、必要に応じて水質予測の見直し及び追加対策を実施することにより、早期に調整池の水質保全目標を達成すること。

2. 諫早湾の海域水質及び水生生物等

諫早湾干拓事業による諫早湾等への影響について、諫早湾等の潮位・潮流、水質、底質、水生生物等の調査及び調整池の排出水の影響範囲の調査を踏まえて検討がなされているが、調整池の排出水が諫早湾に与える影響について十分に解明されていない。このため、引き続きモニタリング等を行うとともに、調整池からの排出水が諫早湾の海域水質及び水生生物等に与える影響について検討することが必要である。

具体的には、以下の項目について実施することが必要である。

(1) 調整池からの排出水の把握

諫早湾における貧酸素水塊の発生には、降水、水温、潮流・潮汐、流入負荷などの複

数の要因が関与していると考えられ、関係機関は海域観測データにより諫早湾等の水質予測を行い、発生機構の解明に努めている。しかしながら諫早湾等への流入負荷となる調整池から海域に排出される負荷データが報告書に記述されていないことから、諫早湾の水質予測等を行うにあたっては、排出水の影響範囲を適切に把握するとともに、調整池からの排出水に伴う負荷量（水質、排出量等）について調査を実施し、それらのデータをもとに検討すること。

（２）底層環境の変化の把握

諫早湾では、貧酸素水塊の発生、底生生物の斃死が生じることがあり、これらは複数の要因が関与していると考えられるが、こうした事象を念頭におきつつ底層環境の変化の把握を行うことが必要であることから、以下について実施すること。

- ① 底層の溶存酸素については、締切り前のデータがないことから、締切り後のデータを用いて統計的に検証することなどにより貧酸素化が進行していないか評価すること
- ② 底質成分、底生生物の変化と底層の溶存酸素の変化は関連性を有することから、これらの相互の関係も考慮して底層環境の変化について評価すること

（３）諫早湾におけるモニタリングの継続

有明海・八代海総合調査評価委員会は、海域環境に変化が生じてきたと思われる有明海奥部や諫早湾におけるモニタリングの継続の重要性、並びに調整池の排出水が諫早湾に流れ込むことによる海域環境の影響についてモニタリングを継続すべきことを指摘していることから、引き続き農林水産省九州農政局においては、関係機関と連携をとりながら、諫早湾における海域環境及び水生生物等の環境監視を実施し、必要に応じて対策の検討を行うこと。

3. 鳥類

鳥類への影響については、シギ・チドリ類の確認個体数は、有明海全域としての確認個体数が減少傾向にある中で、諫早湾では減少傾向が見られる一方、筑後川区域で増加が見られる。しかしながら、種構成に関しては諫早湾区域及び有明海のその他の区域において未だ変化の過程にあると考えられることから、諫早湾だけでなく、有明海内の筑後川区域を含む主要な干潟についても、引き続きモニタリングを行うこと。

4. 干潟の再生について

潮受堤防前面の干潟の再生見込みについては、「海底地形のモニタリング結果から、締切以降水深が浅くなる傾向がみられた」とされ、常時においては自然的に再生する傾向を示

していることから、今後も継続して潮受堤防前面部の干潟再生状況について調査をするとともに、干潟の再生見込みについて検証すること。

5. 本報告書のフォローアップ

今後の新たな知見、環境監視等の結果を用い、必要に応じ再予測を実施することも含め、上記に述べた課題については、5年以内に本報告書のフォローアップを行うこと。それを踏まえ、必要に応じて対策を講じること。

6. 専門家の意見聴取、公表等

調査等の方法、環境保全対策等の検討・実施にあたり、専門家の意見を聴取しながら検討するとともに、それらの調査データ、検討状況及び実施結果等についても随時公表することに引き続き努めること。